

広島県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 27 日

広島県公安委員会
委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第 2 号

広島県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部
を改正する規則

広島県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成17年広島県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(聴聞の審理の公開) 第13条 略 2 前項の規定による公示は、 <u>インターネット の利用その他の方法により行うものとする。</u>	(聴聞の審理の公開) 第13条 略 2 前項の規定による公示は、 <u>公安委員会の掲 示板に掲示して行うものとする。</u>

附 則

この公安委員会規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。